

## 川越市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の概要について

### 1 設置の背景

特定教育・保育施設等において、子どもの死亡事故等の重大事故（以下重大事故という）が発生した場合には、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成 28 年 3 月 31 日 府子本第 191 号ほか通知）において、地方自治体は外部の委員により構成される検証組織を設置し、必要な再発防止策を検討することとされています。

これを踏まえ、本市においても、万が一特定教育・保育施設等において重大事故が発生した場合に備え、川越市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置に向け準備を進めています。

### 2 これまでの検討経過

平成 28 年に国通知が発出されて以降、子ども・子育て会議に報告するとともに、事故発生時の対応マニュアル案の検討や他市の検証組織設置状況の照会等を行い、庁内の会議等で検討を重ねてまいりました。

### 3 概 要

（1）設置目的 ※関係者の責任追及や処罰を目的とするものではありません。

特定教育・保育施設等における重大事故について、事実関係の把握、発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策の検討・提言を行うために設置。

（2）設置形態

附属機関として条例設置。

なお、委員会は常設ではなく、事案発生ごとに設置します。そのため、委員の任期は委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了した日までとしています。

《委員会を常設としない理由》

常設とせず、事案発生ごとの設置とすることで、事故の内容に応じて適切な委員を委嘱することができ、当該事故や事故発生施設等との利害関係を有する者をあらかじめ排することで公平性・中立性の確保が見込めます。

また、委員の推薦を依頼することが見込まれる各種団体には重大事故の発生に備え、事前に被推薦者の人選の予定を依頼しておくことで、遅滞なく人材を確保したいと考えております。

(3) 委員の人数及び構成

委員会は委員5人以内で組織し、次に掲げる者から必要の都度、市長が委嘱します。

- ①医師
- ②弁護士
- ③学識経験者
- ④特定教育・保育施設等に従事する者
- ⑤その他市長が必要と認める者

(4) 検証対象とする施設・事業

※           …本市には該当施設・事業なし

分類	施設・事業名
特定教育・保育施設	認定こども園
	保育所
	新制度に移行した幼稚園
特定地域型保育事業所	小規模保育事業
	家庭的保育事業
	事業所内保育事業
	居宅訪問型保育事業
地域子ども・子育て支援事業	子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)
	ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業)
	一時預かり事業
	延長保育事業
	病児保育事業
	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)
認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	

## (5) 検証対象とする重大事故

- ①死亡事故、又は死亡の原因と疑われる事故
- ②治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う事故であって、生死に関わる重篤な事故
- ③その他死亡事故及び②につながる恐れがあり、特に検証が必要と判断したもの

《参考》国が示す重大事故

国が示す「重大事故」には次のとおり「国への報告対象となる重大事故」と「委員会の検証対象となる重大事故」があります。

### 1 国への報告対象となる重大事故

- ①死亡事故
- ②治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等  
(意識不明(人工呼吸器をつける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過に関わらず、事案が生じた時点で報告すること。)

### 2 委員会の検証対象となる重大事故

- ①死亡事故
- ②国への報告対象となる事例の中で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事例(例えば、意識不明等)

### 3 「重大事故」の整理

国への報告対象となる重大事故		委員会の検証対象となる重大事故
死亡事故		死亡事故
死亡以外	治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)含む)	国への報告対象となる事例の中で、市において検証が必要と判断した事例(例えば、意識不明等)

## 4 今後のスケジュール

今年度中の設置を目指し所要の手続きを進めてまいります。